

第5回産業福祉常任委員会会議録

平成28年4月22日（金）

開 会 午前10時30分

閉 会 午前11時02分

○会議に付した事件

1. 町からの協議・報告事項について

●町民課

- ①清里町税条例等の一部を改正する条例（専決処分）
- ②清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（専決処分）
- ③行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）
- ④清里町過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例（専決処分）

●産業建設課

- ①清里町農業振興資金実施要綱の一部改正について
- ②広域穀類乾燥調製貯蔵施設について

2. 道外所管事務調査について

3. 次回委員会の開催について

4. その他

○出席委員（7名）

委員長	前 中 康 男	副委員長	池 下 昇
委員	村 島 健 二	委員	加 藤 健 次
委員	河 口 高	委員	堀 川 哲 男
委員	伊 藤 忠 之	※議長	田 中 誠

○欠席委員 なし

○説明のため出席した者の職氏名

■町民課長	河合 雄司	■税務収納G主幹	清水 俊行
■町民生活G総括主査	櫻村 亨子	■町民生活G主査	山崎 孝英
■町民生活G主査	藤森 宏樹	■町民生活G主査	横畠 敏樹
■税務収納G主査	土井 泰宣		
■産業建設課長	藤代 弘輝	■産業振興G主幹	永野 宏
■産業振興G主査	吉田 慎治	■産業振興G主事	吉田 悠平

■建設G総括主査
■農業委員会次長

吉田 正彦
小林 正明

■建設G主事

熊谷 駿佑

○職務のため出席した者の職氏名

事務局長 小 貫 信 宏
主 査 寺 岡 輝 美

●開会の宣告

○前中委員長

第5回産業福祉常任委員会を開催いたします。

○前中委員長

大きな1町からの協議報告事項について町民課より4点ほど提案がございます。

まずはじめに①清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分の提案がございます。その前に紹介があるということなので、町民課長の方からよろしく願いいたします。

○町民課長

それでは説明に入らせていただく前に4月1日付で組織機構等の改革がありまして、町民課が担当しておりました、住民活動、自治会、交通安全、防犯等の仕事が企画政策課の方に移ったところがございます。また新たに公営住宅に関します業務が、建設課から町民課の方に担当が変わったということになっております。またあわせまして、職員の異動等がございましたので、ここでお時間をいただきまして、異動した者よりご挨拶させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いします。

まず最初に税務収納グループの土井主査から。

○税務・収納G主査

これまで産業課の商工観工林政グループで担当しておりました、4月から税務収納グループということですので、どうぞよろしく願いします。

○前中委員長

お願いします。

○町民課長

次に町民生活グループ、櫻村総括主査。

○町民生活G総括主査

産業課の商工観光林政グループから町民生活グループの方に異動になりました、戸籍年金を担当し

ます。

○町民課長

次に藤森主査。

○町民生活G主査

産業課農業グループから町民生活グループの方に異動になりました、主に医療保険の方を担当させていただきます。よろしくお願いします。

○町民課長

最後に横島主査になります。

○町民生活G主査

総務課企画財政グループから異動になりまして、町民課町民生活グループ主に公住を担当することになりました横島です。よろしくお願いします。

○町民課長

清水主幹につきましては、これまでどおり税務収納関係及び課内のとりまとめについて取り扱ってまいります。また山崎主査につきましては、自治会関係がなくなりましたので廃棄物関係、葬祭場墓地等担当してまいります。町民課はこの体制で仕事の方進めてまいりますので、今後もしっかりお願いします。

それでは町民課からの説明の方に入らせていただきます。協議報告事項4件につきまして、私の方からまず概要の説明をさせていただきます。

1点目、清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分につきましては、2月の常任委員会において概要を説明いたしましたとおり、平成28年度税制改革の大綱に基づき、地方税法が改正されたことによる税条例等の改正となっております。なお概要の中にございました軽自動車税に関する改正につきましては、北海道との連携が必要となっているため北海道の条例改正にあわせて、別に改正するものいたします。

2点目、清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分につきましても、2月の常任委員会において概要を説明いたしましたとおり、国民健康保険税の課税限度額と軽減判定所得の見直しについて改正を行うものでございます。

3点目、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例専決処分につきましては、実はこれは3月の定例会において同条例について議決をいただいたところでございますが、同条例のうち固定資産評価委員会条例に係る附則の部分の表現が不適切であり、開始時期に影響があるということで、議決後に附則の修正条文が国の方に提示されたため、改正を行うものでございます。

4点目につきましては、清里町過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例専決処分についてですが、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限が平成33年3月31日までと、延長されたことにより同条例の特例期間を延長するための改正を行うものでございます。

3点目・4点目につきましては、3月30日に田中議長、村島副議長、前中委員長に口頭または電話で連絡をさせていただきまして専決について御理解をいただいたところでございます。その場で直近の常任委員会において説明することとさせていただきます。以上の4件の条例改正につきまして専決処分とさせていただきます。改正の詳細につきましては担当より説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○前中委員長

それでは説明をお願いします。主幹。

○税務・収納G主幹

お手持ちの資料1ページをご覧ください。清里税条例の改正は、地方税法の一部を改正する法律等の施行に伴い、清里町税条例の一部を改正するものでございます。町条例の一部を改正する条例の概要についてご説明いたします。

第18条の2は、行政不服審査法の施行に伴うもので、語句の訂正となります。第19条は、地方税法の改正に伴う改正で法人税の延滞金の計算期間について所要の規定の整備を行うものです。34条の4は地方税法の改正に伴う改正で法人税割が引き下げられるものです。第43条は、地方税法の改正に伴う改正で、町民税の延滞金の計算期間について所要の規定を規定の整備を行うものです。次ページをご覧ください。48条は、地方税法の改正に伴う改正で法人の町民税の延滞金の計算期間について所要の規定を規定の整備を行うものです。第50条は、地方税法の改正に伴う改正で町民税の総額の納付について延滞金の計算期間について所要の規定の整備を行うものです。56条及び59条は地方税法の改正に伴う改正で、語句の追加となります。附則第6条は、地方税法の改正に伴う改正で平成30年から平成34年までの各年度分の個人の町民税に限り、医薬品の購入費用を控除するための規定の整備を行うものです。附則10条の2は、地方税法の改正に伴う改正で固定資産税の課税標準の特例を我が町特例で定める割合で追加するものでございます。附則10条の3は地方税法の改正に伴う改正で、語句の追加となります。清里町条例の一部を改正する条例、平成27年条例第13号の一部改正で附則第5条第3項は地方税法の改正に伴う改正で、町たばこ税の経過措置の規定の整備を行うものです。各条例の施行期日につきましては、備考欄に記載されておりますのでご参照願います。3ページから19ページにかけて税条例の改正の新旧対象表を添付しておりますので、ご参照願います。税条例の改正については以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただ今、清里町税条例等の一部を改正する条例専決処分についての提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。

それでは②清里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例専決処分についての提案説明よろしくお願いたします。主幹。

○税務・収納G主幹

資料20ページをご覧ください。国保税の改正ですが、課税限度額の見直し及び低所得者にかかる軽減判定所得の見直しとなります。

1点目は、保険課税限度額の改正についてですが、改正の内容につきましては、現行限度額合計8

5万円を89万円に引き上げるものです。内容につきましては、基礎課税額については52万円から54万円へ2万円の引き上げ。後期高齢者支援金、賦課金につきましては17万円から19万円へ2万円の引き上げ。介護納付金賦課分につきましては、16万円と同額とするものです。

2点目は、保険税負担軽減の拡充であり、2割5割軽減の対象となる現行所得基準額を引き上げるものです。5割軽減につきまして現行制度は26万円に、被保険者数を乗じた数に、基準額33万円を加えた金額以下となっておりますが、改正案については被保険者数に乘じる金額、26万円を26万5千円に引き上げるものです。2割軽減につきましては、現行制度47万円に被保険者数を乗じた額に基準額33万円を加えた金額以下ですが、改正案につきましては被保険者数に乘じる金額を47万円から48万円に引き上げるものです。施行期日は平成28年4月1日となっております。21ページから22ページに、国税条例の改正の新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。国税の改正につきましては以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま国民健康保険税条例の一部を改正する条例案、専決処分の提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。ございませんか。

それでは③行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明、よろしく願います。はい主幹。

○税務・収納G主幹

資料23ページをご覧ください。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正で経過措置についての規定の整備を行うものです。施行期日は、平成28年4月1日となっております。24ページに条例の改正の新旧対照表を添付しておりますので御参照願います。行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の改正については以上で説明を終わります。

○前中委員長

ただいま行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部を改正する条例についての提案がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。

それでは最後になりますけども、清里町過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明よろしく願います。

○税務・収納G主幹

資料25ページをご覧ください。清里町過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の改正で有効期限について平成28年3月31日から平成33年3月31日までの延長を行うものです。施行期日は平成28年4月1日となっております。26ページに条例の改正の新旧対照表を添付していますので、ご参照願います。説明は以上で終わります。

○前中委員長

④の清里町過疎特別対策のための固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明がございました。各委員より質疑を賜りたいと思います。何かございませんか。全体を通して何か町民課にあれば、各委員さんより質疑賜りたいと思いますが、よろしいですか。

はい池下委員。

○池下副委員長

先日、新聞紙上で網走管内のマイナンバー登録のことが載っていて、わが町は最低ということで載っていたんですけど、現在どのぐらいの数が登録したのか、ちょっと参考までにお伺いしたいんですけど、わかる範囲で。

○前中委員長

はい、課長。

○町民課長

以前にも申し上げたこともあると思いますが、正確な数字は皆さんが申し込んでまとめられたものがくるんですけども、その数字は我々の方では正確に把握しておりません。それで届いた数字でいきますと200強です。今現在、町に届いたカードの枚数が210枚程度届いております。ただそれ以上に申し込んだ数がどれぐらいかと言われるとちょっとそれはわからない状況です。

○前中委員長

よろしいですか。それでは終わります。産業建設課お願いします。

○産業建設課長

4月の人事異動によりましてスタッフが変わりましたので、ご紹介させていただきます。従来の建設課の業務から公営住宅業務が抜けまして、その部分に従来産業課の農政部門、農業委員会が合わさって産業建設課という課の中で新しいスタッフを紹介させていただきます。

まず産業振興グループ、吉田慎二です。グループですから全体を見ますけれども主に農政を担当します。続きまして吉田悠平です。主には林政業務担当します。続きましては建設グループの方で総括の吉田正彦です。維持管理の方を担当しています熊谷駿佑です。それと農業委員会の新たな次長として小林正明です。お気づきかと思えますけど吉田が3名います。よろしく申し上げます。以上です。

○前中委員長

それでは産業建設課より今回2点ほどの提案説明がございます。①清里町農業振興資金実施要綱の一部改正について。提案説明よろしくお願いたします。主幹。

○産業振興G主幹

それでは、清里町農業振興資金実施要綱の改正についてご説明させていただきます。要綱の改正につきましては、2月開催の産業福祉常任委員会におきまして、事業実施期間の更新ということで先立ちまして28年から32年ということで、ご報告させていただいているところでございます。今回の改正でございますけれども、農業振興計画に対応した事業への見直しを行うために、現在の農業情勢や清里農業の形態に即したものにするために一部内容を精査し、改正するものでございます。

それでは新旧対照表にてご説明いたします。議案の2ページをご覧ください。左欄が改正後、右欄が改正前となりますので、左欄にて御説明いたします。

改正点としまして、第3条第1項第1号の農業経営体質強化事業にICT技術導入促進事業を追加するものでございまして、今後のICT技術の清里町内における導入を促進するために追加するものでございます。続きまして3ページに記載しております、第10条第1項第8号資金運用委員会の設置について、清里町産業課を清里町産業建設課とするものでございます。これにつきましては機構改革に伴う課の名称変更となっております。次に第11条第3項運用委員会の貸し付け決定の時期につきまして4月及び8月を4月及び9月に改正するものでございます。こちらにつきましては農業機械受注生産の発注時期に合わせて取りまとめを実施するために改正するものでございます。続きまして5ページご覧願います。4ページから別表第1となっておりますけれども、事業内容につきまして畜産経営新技術導入事業の新技術機械施設導入事業の中に器具備品を追加しております。耐用年数を3年未満償還期間は5年以内といたします。また6ページになりますけれども複合経営輪作体系確立事業の新規作物、新技術導入事業ハード事業につきましても新規作物の専用器具備品整備事業を追加してございます。本改正につきましては他の補助事業では対象外となります器具備品の導入支援を追加するものでございます。同じ6ページでありますけれども先ほどご説明しました、ICT技術導入促進事業を追加しております。償還期間は7年うち2年を据え置きとするものであります。対象としましてはICT技術関連の機械、GPS関連の機械として扱うものということでございます。7ページでございます。後継者住宅環境整備事業の中の後継者部分に法人の構成員及び役員（代表者を除く）を追加してございます。これにつきましては法人の構成員であります後継者につきましては法人の構成員として位置づけされておりました経営者となるから、現行の要綱では支援対象から外れておりますけれども本要綱の趣旨でございます今後引き継いでいく者の支援ということで明確に対象となるように、文言の整理を行うものでございます。

改正につきまして以上でございます。

○前中委員長

ただ今、清里町農業振興資金の実施要綱の一部改正についての説明がございました。各委員より質疑を受けたいと思います。何かございませんか。よろしいですか。それでは②広域穀類乾燥調整貯蔵施設について説明願います。課長

○産業建設課長

それでは私の方から②番にあります大空町に建設されます広域穀類乾燥調整貯蔵施設につきましての情報提供させていただきます。

今年から大空町に建設される広域穀類乾燥調整貯蔵施設、8ページをご覧ください。一番後ろです。仮称オホーツクピーンファクトリーの説明に去る4月13日に大空町の山下町長がみられまして、その時にお聞きした施設の概要につきまして御報告させていただきます。8ページをご覧になりながらお聞きください。

この施設につきましては、平成27年度の補正予算対応事業であります産地パワーアップ事業を活用し、平成28年、今年度から29年間の2力年で場所といたしましては女満別市街から空港へ向かいまして市街地が途切れたあたりの右側に建設されるものです。この事業の目的とするものは、管内6カ所に点在する系統等類施設を集約することにより老朽化した個々の更新、施設更新によるコストを削減して付加価値を高めるといった具体的な再編のポイントとしましては、まず1点目に、地域が丸となった強化また原料だけでなく新たな価値の創造管内の生産基盤の整備品質の安定とオホーツ

クブランド確立共有化による需用費の低減事業費に対する生産の軽減があげられます。事業概要に戻りますが、概算事業費89億5千559万7千円。財源といたしましては、40億を事業納付金。残りを地方債一般財源となっております。調整数量は、糖類12万俵、小麦5千トン。取り扱い範囲はご覧のとおりとなっております、平成30年度からの稼働により管内糖類の出荷後の流通経路が変化していくことなると思います。以上施設の概要説明とさせていただきます。

○前中委員長

広域穀類乾燥調整貯蔵施設についての概略についての説明がございましたけども、各委員より質疑を受けたいと思いますけども何かございませんか。よろしいですか。

○勝又議員

ちょっと1点。

○前中委員長

はい勝又委員。

○勝又議員

事業主体は大空町ということで、取り扱い範囲の中にはうちの農協も近隣斜里郡3町も入っているわけですけど、農協としての負担っていうのは特になくて利用調整の要は経費で賄っていくような形なのかな。はい課長。

○産業建設課長

この中で通用する地方債はバックが50%あるということで、その残りの分と一般財源については、JAからの返還というふうに聞いています。

○勝又議員

一般財源は女満別のJAで返還していくっていうことかな。

○産業建設課長

その確認はちょっととっておりませんけど。

○勝又議員

これ問題は、調整数量の中に小麦が入っているんだよね。各町村に募った形でってなると小麦は大空の分だと思ふんだよね。大空で、どのぐらい財源の中に小麦の部分が含まれているっていうのが、ちょっとわからない部分なんだけど。全部大空の方で償還をしていって、あと利用された農協においてはその利用料でそのいろんなコストを回収していくんだよっていうことであれば別段そんなこと問題ないんですけど。そこら辺ちょっと調べていただきたいなと。

○前中委員長

今の質疑わかりますか。

○産業建設課長

申し訳ありませんが、不明な点につきましては再度情報提供受けていきたいと思えます。

○前中委員長

ちょっとこの所管の中でこの広域穀類調製貯蔵施設出てきたんですけども、細目にわたって、JAなりまだ確定でない北見管内組合長会議でもまだ細部にわたって検討がない中で、今回行政の中から本町にきたって話なんですけども、これ地方債の中で行政に説明しに本町に来たってというふうに捉えてよろしいんですか。過疎債なりの充当の中で。

○産業建設課長

私といたしましては、やっぱり広域に係る施設ということで各町村も説明に来られたというふうに判断しております。

○前中委員長

そのへんは後からよろしいですか。何か全般を通して何かあれば。なければ、産業課所管終了させていただきます。ご苦労様でした。

○前中委員長

それでは大きな2、道外所管事務調査について

○議会事務局長

先程説明のとおりです。

○前中委員長

3. 次回の委員会の開催について。局長。

○議会事務局長

次回の委員会につきましては、5月24日でございます。

○前中委員長

3. その他、委員の方でその他ございませんでしょうか。
無ければ、事務局から。

○議会事務局長

ございません。

●閉会の宣告

○前中委員長

それでは、第5回産業福祉常任委員会を終わらせていただきます。どうもご苦労様でした。

(閉会 午前11時02分)